

館林市地域防災計画

資 料 集

館林市防災会議

目 次

資料集

1. 関係機関の連絡先.....	1
2. 指定避難所・避難場所一覧.....	5
3. 要配慮者利用施設.....	8
4. 防災行政無線電話.....	13
5. 医療機関	14
6. 輸送路等	15
7. ヘリポート適地一覧.....	16
8. 被害程度の認定基準.....	17
9. 災害救助基準（災害救助法関係）	26
10. 応援協定・防災協定の締結状況.....	32
11. 避難情報通知書.....	42
12. 職員の動員計画表.....	46
13. 関係条例	47
14. 防災倉庫設置場所一覧.....	50

1. 関係機関の連絡先

(1) 国

名称	所在地	連絡先	備考
消防庁（応急対策室）	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7527	

(2) 群馬県

名称	所在地	連絡先	備考
群馬県（危機管理課）	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2255	
群馬県（防災航空センター）	前橋市下阿内町 377-2	027-265-0200	

(3) 県関連施設

名称	所在地	連絡先	備考
東部振興局太田行政県税事務所	太田市西本町 60-27	32-2215	
館林行政県税事務所	館林市仲町 11-10	72-4415	
館林保健福祉事務所	館林市大街道 1-2-25	72-3230	
東部農業事務所	太田市西本町 60-27	31-3824	
館林土木事務所	館林市栄町 23-1	72-4355	
東部環境事務所	太田市西本町 60-27	31-2517	
東部教育事務所	太田市西本町 60-27	31-7151	

(4) 県警察

名称	所在地	連絡先	備考
群馬県館林警察署	館林市赤生田町 1828-2	75-0110	

(5) 市町等

名称	所在地	連絡先	備考
前橋市（防災危機管理課）	前橋市大手町 2-12-1	027-224-1111	直通： 027-898-5935
高崎市（防災安全課）	高崎市高松町 35-1	027-321-1111	直通： 027-321-1352
桐生市（防災・危機管理課）	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111	
伊勢崎市（安心安全課）	伊勢崎市今泉町 2-410	0270-24-5111	直通： 0270-27-2706
太田市（災害対策課）	太田市浜町 2-35	47-1111	直通：47-1916
沼田市（地域安全課）	沼田市下之町 888	0278-23-2111	
渋川市（危機管理室）	渋川町石原 80	0279-22-2111	
藤岡市（地域安全課）	藤岡市中栗須 327	0274-22-1211	直通： 0274-22-7444
富岡市（危機管理課）	富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511	
安中市（危機管理課）	安中市安中 1-23-13	027-382-1111	
みどり市（危機管理課）	みどり市笠懸町鹿 2952	0277-76-2111	直通： 0277-76-0961

1. 関係機関の連絡先

名称	所在地	連絡先	備考
板倉町（総務課）	邑楽郡板倉町大字板倉 2682-1	82-1111	直通：82-6123
明和町（総務課）	邑楽郡明和町新里 250-1	84-3111	
千代田町（総務課）	邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1	86-2111	直通：86-2112
大泉町（安全安心課）	邑楽郡大泉町大字日の出 55-1	63-3111	
邑楽町（安全安心課）	邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1	88-5511	直通：47-5019
愛知県豊田市（防災対策課）	愛知県豊田市西町 3-60	0565-31-1212	直通： 0565-34-6750
新潟県上越市（危機管理課）	新潟県上越市木田 1-1-3	025-526-5111	
兵庫県姫路市（危機管理室）	兵庫県姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-9977	直通： 079-223-9593
栃木県足利市（危機管理課）	栃木県足利市本城 3-2145	0284-20-2222	直通： 0284-20-2247
栃木県佐野市（危機管理課）	栃木県佐野市高砂町 1	0283-24-5111	直通： 0283-20-3056
埼玉県志木市（防災危機管理課）	埼玉県志木市中宗岡 1-1-1	048-473-1111	直通： 048-473-1123
東京都昭島市（防災課）	東京都昭島市田中町 1-17-1	042-544-5111	直通： 042-541-5625
山形県天童市（危機管理室）	山形県天童市老野森 1-1-1	023-654-1111	直通： 023-616-3177
東京都練馬区（危機管理室）	東京都練馬区豊玉北 6-12-1	03-3993-1111	直通： 03-5984-2762
茨城県龍ヶ崎市（危機管理課）	茨城県龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111	
埼玉県行田市（危機管理課）	埼玉県行田市本丸 2-5	048-556-1111	
茨城県水戸市（防災・危機管理課）	茨城県水戸市中央 1-4-1	029-224-1111	直通： 029-232-9152
埼玉県加須市（危機管理防災課）	埼玉県加須市三俣 2-1-1	0480-62-1111	

(6) 消防機関

名称	所在地	連絡先	備考
館林地区消防組合消防本部	館林市上赤生田町 4050-1	72-3170	

(7) 自衛隊

名称	所在地	連絡先	備考
陸上自衛隊第 12 旅団司令部 第 12 後方支援隊	北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 高崎市新町 1080	0279-54-2011 0274-42-1121	

(8) 一部事務組合

名称	所在地	連絡先	備考
館林地区消防組合	館林市上赤生田町 4050-1	72-3170	※再掲
館林衛生施設組合	館林市赤生田町 65-1	72-1624	
邑楽館林医療企業団	館林市成島町 262-1	72-3140	公立館林厚生 病院内

1. 関係機関の連絡先

(9) 指定地方行政機関

名称	所在地	連絡先	備考
関東財務局（前橋財務事務所）	前橋市大手町 2-3-1	027-221-4491	
関東農政局前橋地域センター	前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	
東京管区気象台前橋地方気象台	前橋市大手町 2-3-1	027-231-1404	
関東地方整備局利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3952	
関東地方整備局渡良瀬川河川事務所	栃木県足利市田中町 661-3	0284-73-5551	

(10) 指定公共機関

名称	所在地	連絡先	備考
日本郵便(株)館林支店	館林市本町 1-5-1	72-4476	
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町 3	027-321-5660	24 時間 027-325-7999
(株)NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町 13	027-290-4113	
東京電力パワーグリッド(株) 太田支社	太田市東本町 56-39	51-2210	休日・夜間 51-2200
日本赤十字社群馬県支部	前橋市光が丘町 32-10	027-254-3636	
日本放送協会前橋放送局	前橋市元総社町 189	027-251-1711	
東日本高速道路(株)関東支社 加須管理事務所	埼玉県加須市北篠崎 90	0480-61-4685	
日本通運(株)館林支店	館林市下早川田町 411	73-3315	

(11) 指定地方公共機関

名称	所在地	連絡先	備考
(一社)館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町 2497-17	72-1132	
(一社)館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町 2622-1	73-8818	
(公社)群馬県看護協会館林地区支部	大泉町大字吉田 2465	62-2121	
館林瓦斯(株)	館林市新宿 1-2-1	72-4434	
(一社)群馬県LPガス協会館林邑楽支部	館林市千代田町 5-1	73-7662	
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町 35-5	027-251-1888	
東武鉄道(株)館林駅	館林市本町 2-1-1	72-4468	
(社)群馬県トラック協会館林支部	館林市野辺町 1247-6	72-2626	
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0001	
(株)エフエム群馬	前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882	

(12) 協力機関

名称	所在地	連絡先	備考
邑楽館林農業協同組合本所	館林市赤生田町 847	74-5111	
(一社)群馬県建設業協会館林支部	館林市苗木町 2618-18	73-7939	
館林市社会福祉協議会	館林市苗木町 2452-1	75-7111	総合福祉センター内
館林観光バス(株)	館林市大手町 7-10	72-3388	
つゝじ観光バス(株)	館林市本町 3-4-20	74-6555	

1. 関係機関の連絡先

名称	所在地	連絡先	備考
ケーブルテレビ(株) ケーブルテレビ館林	館林市美園町 13-2	71-1822	
群馬県農業共済組合東部グループ館林支所	館林市仲町 14-1	75-3311	

2. 指定避難所・避難場所一覧

(1) 指定避難所兼指定緊急避難場所

名称	所在地	連絡先	地震等	洪水
第一小学校	館林市代官町 9-1	72-4438	◎	◎ 全館避難可
第二小学校	館林市本町 3-6-1	72-4472	◎	◎ 3階以上避難可
第三小学校	館林市尾曳町 14-1	72-4063	◎	◎ 2階以上避難可
第四小学校	館林市大島町 4355	77-1504	◎	◎ 3階以上避難可
第五小学校	館林市羽附町乙 1565	72-4314	◎	◎ 2階以上避難可
第六小学校	館林市新宿 2-15-1	72-4060	◎	◎ 2階以上避難可
第七小学校	館林市上三林町 599	73-4527	◎	
第八小学校	館林市西高根町 45-1	72-4026	◎	◎ 全館避難可
第九小学校	館林市足次町 172	72-4071	◎	◎ 2階以上避難可
第十小学校	館林市近藤町 178-39	74-8733	◎	◎ 全館避難可
美園小学校	館林市美園町 27-1	72-8088	◎	◎ 3階以上避難可
第一中学校	館林市台宿町 9-1	72-4455	◎	◎ 全館避難可
第二中学校	館林市加法師町 8-20	72-4074	◎	◎ 2階以上避難可
第三中学校	館林市青柳町 1751-78	72-4061	◎	◎ 3階以上避難可
第四中学校	館林市上赤生田町 3471-1	75-1771	◎	◎ 3階以上避難可
多々良中学校	館林市西高根町 50-23	72-4025	◎	◎ 2階以上避難可
北こども園	館林市台宿町 9-1	72-1342	◎	◎ 全館避難可
東こども園	館林市大島町 4364-1	77-1513	◎	
杉並幼稚園	館林市新宿 2-14-18	73-5510	◎	◎ 2階以上避難可
西幼稚園	館林市近藤町 178-273	73-5727	◎	◎ 2階以上避難可
南こども園	館林市本町 3-6-1	72-1233	◎	
東保育園	館林市瀬戸谷町 2240-17	72-2050	◎	
六郷保育園	館林市新宿 2-14-18	72-1232	◎	◎ 2階以上避難可
美園保育園	館林市美園町 10-26	73-2143	◎	◎ 2階以上避難可
多々良保育園	館林市日向町 1147-16	72-0829	◎	
渡瀬保育園	館林市足次町 486-1	72-3970	◎	
成島保育園	館林市北成島町 1645-1	73-3667	◎	◎ 全館避難可
松波保育園	館林市高根町 400-96	73-7321	◎	◎ 全館避難可
認定こども園 MINOYA	館林市上三林町 107-1	73-0354	◎	
文化会館	館林市城町 3-1	74-4111	◎	◎ 2階以上避難可
三の丸芸術ホール	館林市城町 1-2	75-3030	◎	
市民体育館	館林市当郷町 1904 ※連絡先: 城沼総合体育館	74-2611	◎	
城沼総合体育館	館林市つつじ町 14-1	74-2611	◎	◎ 3階以上避難可
中部公民館	館林市仲町 14-1	73-2161		◎ 全館避難可
郷谷公民館	館林市当郷町 218	72-4075	◎	◎ 2階以上避難可
大島公民館	館林市大島町 4375-1	77-1502	◎	

2. 指定避難所・避難場所一覧

名称	所在地	連絡先	地震等	洪水
赤羽公民館	館林市赤生田町 1950-2	72-3306	◎	
六郷公民館	館林市新宿 1-4-30	74-7771	◎	◎ 2階以上避難可
分福公民館	館林市分福町 847-7	75-2288	◎	
三野谷公民館	館林市上三林町 113	73-4062	◎	
西公民館	館林市富士原町 1241-80	75-3739	◎	◎ 全館避難可
多々良公民館	館林市西高根町 48-2	74-9174	◎	◎ 全館避難可
渡瀬公民館	館林市足次町 483	72-4070	◎	◎ 2階以上避難可
城沼公民館	館林市松原 1-22-22	71-0380	◎	
保健福祉センター	館林市仲町 14-1	74-5155	◎	◎ 全館避難可
児童センター	館林市大手町 10-55	73-1522	◎	◎ 2階以上避難可
赤羽児童館	館林市赤生田町 1964-1	72-4155	◎	
西児童館	館林市富士原町 1241-80	75-4311	◎	◎ 全館避難可
総合福祉センター	館林市苗木町 2452-1	75-7111	◎	◎ 2階以上避難可
県立館林特別支援学校	館林市上三林町 579-1	73-4526	◎	
県立館林高等学校	館林市富士原町 1241	72-4307		◎ 全館避難可
県立館林女子高等学校	館林市尾曳町 6-1	72-0139		◎ 2階以上避難可
公立館林高等看護学院	館林市苗木町 2497-1	73-7175		◎ 2階以上避難可
関東学園大学附属高等学校	館林市大谷町 625	74-1213		◎ 2階以上避難可
(旧)板倉町立北小学校	邑楽郡板倉町大字西岡 395	77-0869		◎ 2階以上避難可
J A 邑楽館林本所	館林市赤生田町 847	74-5111		◎ 3階以上避難可
普済寺	館林市羽附町 1694	72-2037	◎	◎ 全館避難可
(株)プラザホテル	館林市堀工町 922	74-1118		◎ 3階以上避難可

※◎：対象となる災害種別の指定避難所兼指定緊急避難場所

(2) 指定緊急避難場所

名称	所在地	地震等	洪水
千代田町緑地	館林市千代田町地内	○	
朝日町公園	館林市朝日町地内	○	
三角公園	館林市大手町地内	○	
瀬戸谷公園	館林市瀬戸谷町地内	○	
楠町公園	館林市楠町地内	○	
中道堀公園	館林市新宿一丁目地内	○	
緑町一丁目公園	館林市緑町一丁目地内	○	
中央公園	館林市緑町二丁目地内	○	
松原1号公園	館林市松原一丁目地内	○	
松原2号公園	館林市松原三丁目地内	○	
美園町公園	館林市美園町地内	○	
東部中央公園	館林市東美園町地内	○	
東山運動公園	館林市野辺町地内	○	
高根中央公園	館林市西高根町地内	○	
高根つつじ野公園	館林市高根町地内	○	

2. 指定避難所・避難場所一覧

名称	所在地	地震等	洪水	
大志辺公園	館林市大谷町地内	○	○	※
大街道公園	館林市大街道 1 地内	○		
富士見公園	館林市富士見町地内	○		
アゼリアモール	館林市楠町 3648-1		○	屋上避難可
広域防災拠点西側広場	館林市上赤生田町 4050-8	○	○	築山の上避難可
河本工業(株)	館林市北成島町 2544		○	

※大志辺公園：中小河川の氾濫でも浸水するおそれがあります。

(3) 福祉避難所

名称	所在地	連絡先
保健福祉センター	館林市仲町 14-1	74-5155
総合福祉センター	館林市苗木町 2452-1	75-7111
障がい者総合支援センター	館林市成島町 1565	61-3900
県立館林高等特別支援学校	館林市上三林町 197	71-1000

※福祉避難所とは、避難所・緊急避難場所（一時避難所）での生活に困窮をきたす要配慮者のために開設される施設（二次避難所）

3. 要配慮者利用施設

想定最大規模の浸水想定区域内にある施設

(1) 障がい者（児）利用施設

名称	所在地	連絡先
館林市在宅重度心身障がい者等デイサービス（障がい者総合支援センター）	館林市成島町 1565	61-3900
館林市障がい児通園事業すくすく（障がい者総合支援センター）	館林市成島町 1565	61-3900
ルナネスト	館林市美園町 19-10	55-1378
ぽっこクラブ 2	館林市足次町 58-2	57-8745
スワNZ・ふれんど	館林市松原 3-15-6	58-9170
ういず	館林市緑町 1-22-5	55-1391
セサミすまいる	館林市広内町 17-13	78-7379
アフタースクールAQUA	館林市東美園町 3-17-102	51-8524
社会就労センター梨花	館林市日向町 739	75-6781
ラクーン	館林市松原 1-15-13	55-6030
ひまわりの里	館林市足次町 341-2	73-5814
そよかぜ	館林市日向町 538-8	75-6781
セレッソ館	館林市松原 1-17-8	55-6950
グループホームわかば	館林市富士原町 1057-28	55-8790
あぜりあホーム	館林市大街道 2-10-17	57-6871
地域活動支援センタースワン	館林市日向町 739	75-6781
若草作業所	館林市苗木町 2452-1	72-7159
館林市地域活動支援センター（障がい者総合支援センター）	館林市成島町 1565	61-3900
ホームみやび	館林市小桑原町 1224-10	72-3331
社会就労センター分福	館林市諏訪町 1053	75-5100
ふらっぐ	館林市松原 2-22-16	76-7899
三桝屋總本店	館林市堀工町 1900-5	72-3331
ライフアシスト館林	館林市加法師町 11-29	47-3272
ライフアシスト青柳	館林市青柳町 1943-1	55-0753
Kids プラス	館林市堀工町 1075	56-4948
TOMODACHI	館林市富士見町 14-25	50-1584
SORA	館林市松原 2-7-23-1F	56-4214
GOOD JOB	館林市成島町 249-2	55-2616
児童発達支援事業所えるもきっず	館林市堀工町 1102-1	78-7734
コネクト館林	館林市千代田町 5-9 小林ビル 1F	76-2066
コペルプラス館林教室	館林市堀工町 1900-133 アークノダ 2F	55-2711
なな色広場	館林市朝日町 19-36	60-4781

3. 要配慮者利用施設

名称	所在地	連絡先
ウーリー館林	館林市本町 4-15-30 エステートアイン 2F	78-2583
カレンフィールド	館林市堀工町 1269	55-8613
Ciel	館林市松原 1-6-31	49-5529
ほしの里	館林市緑町 2-23-1	55-0990
CoCo スマイル	館林市瀬戸谷町 2286-3	57-8857

(2) 介護保険施設・居住系サービス事業所

名称	所在地	連絡先
東毛光生園	館林市成島町 862-4	75-1260
クローバー荘	館林市田谷町 1187-1	77-2230
赤羽の郷	館林市赤生田町 648-9	71-0710
あざみ荘	館林市大手町 8-25	76-2131
ニコアス	館林市苗木町 2578-7	47-3767
ナーシングホーム館林	館林市赤生田町 1865-1	75-3711
すみれの里	館林市坂下町 3191-1	75-6511
虹の郷すわ	館林市諏訪町 1509	71-0123
新橋病院	館林市下三林町 452	75-3011
センチュリーシルバー館林	館林市松原 1-11-1	80-3011
Residence of Hope 館林	館林市緑町 1-2-5	55-0533
つどい	館林市赤生田町 2042	76-7770
タンポポ	館林市田谷町 1268	77-1800
多々良の里	館林市木戸町 539	72-4363
よろこび	館林市入ヶ谷町 98	72-8800
よろこび新館	館林市入ヶ谷町 96-4	72-8800
心美	館林市楠町 1932-1	76-7820
アリス	館林市羽附町 699	72-8685
ふれあす	館林市苗木町 2578-3	49-6393
ふるさとホーム館林	館林市大手町 9-45	55-6213
センチュリーシルバー花山	館林市松原 1-16-23	80-1117
ケアタウンたかねの森	館林市西高根町 15-11	76-8308
ヴィベル館林栄町	館林市栄町 22-19	60-5835
家族の家ひまわり館林	館林市千代田町 3-19	80-1700
ヴィベル多々良沼公園	館林市日向町 1574-1	57-6702
ヴィベル多々良沼公園Ⅱ	館林市日向町 1573-1	76-8880
第1いこいの広場ひなた	館林市日向町 737-1	76-7160
第2いこいの広場ひなた	館林市日向町 737-2	76-7160
館林シルバーホームアロ・オハナ	館林市日向町 970-1	70-1129
有料老人ホームいずみ館林	館林市赤生田町 669-1	78-7124
シニアグレイスいちご	館林市成島町 719-1	61-3916
伸樂園	館林市緑町 1-4-6	74-1202

3. 要配慮者利用施設

名称	所在地	連絡先
ケアハウス館林	館林市赤生田町 669-1	74-8880
マーガレット	館林市田谷町 1265	77-1166
グランジュールいちご	館林市近藤町 750-5	33-1201

(3) 居宅サービス事業所

名称	所在地	連絡先
館林市社会福祉協議会	館林市苗木町 2452-1	75-7111
あずみ苑 館林	館林市上赤生田町 4144-1	80-1165
さくらクリニック通所リハビリユートピア	館林市木戸町 596-1	72-3890
つつじの里三角公園デイサービス	館林市大手町 8-5	76-9919
サンライズデイサービスセンター	館林市足次町 341-1	73-5814
デイサービスセンターいずみ広内	館林市広内町 3-4	74-7800
デイサービス千寿	館林市足次町 900-2	76-8120
デイサービスセンターかがやき赤土	館林市赤土町 828-3	80-1000
ヘルパーステーション デイサービス松ぼっくり	館林市加法師町 11-10	47-3990
デイハウスハッピー	館林市富士原町 1057-64	78-7908
デイサービス健幸倶楽部 館林大手町	館林市大手町 7-20 日栄ビル 12-102 号	60-5000
一本松	館林市緑町 2-10-4	71-1223
デイサービス未来 館林	館林市本町 4-6-7	55-8360
コンパスウォーク館林	館林市富士見町 4-26 日栄ビル 15 1F	57-6072
メープルトレーニングスタジオ	館林市松原 1-16-23	51-1161
いこいの広場ひなた	館林市日向町 743-3	55-8005
ケアステーションあさひ館林	館林市大手町 9-45	55-6211
ヴィセーヌ館林栄町	館林市栄町 197-2	60-5835
家族の家ひまわり館林 通所介護事業所	館林市千代田町 3-19	80-1700
ヴィセーヌ多々良沼公園	館林市日向町 1574-1	57-6705
ディバシティ多々良沼公園	館林市日向町 1573-1	76-8800
デイサービスアロ・オハナ	館林市日向町 970-1	70-1129

(5) 特定教育・保育施設

名称	所在地	連絡先
南こども園	館林市本町 3-6-1	72-1233
東保育園	館林市瀬戸谷町 2240-17	72-2050
六郷保育園	館林市新宿 2-14-18	72-1232
多々良保育園	館林市日向町 1147-16	72-0829
渡瀬保育園	館林市足次町 486-1	72-3970
美園保育園	館林市美園町 10-26	73-2143
東幼稚園	館林市大島町 4364-1	77-1513

3. 要配慮者利用施設

名称	所在地	連絡先
杉並幼稚園	館林市新宿 2-14-18	73-5510
西幼稚園	館林市近藤町 178-273	73-5727
ルンビニ保育園	館林市赤生田本町 1510	72-5335
聖ルカ保育園	館林市大街道 3-5-1	72-1076
双葉保育園	館林市松原 1-23-1	73-4561
ももの木保育園	館林市楠町 1943-1	74-4761
認定こども園AOYAGI	館林市青柳町 1596-1	74-8858
認定こども園MINOYA	館林市上三林町 107-1	73-0354
富士こども園	館林市富士見町 5-1	74-2100
常楽幼稚園	館林市木戸町 580	72-1836

(6) 放課後児童クラブ

名称	所在地	連絡先
風の子クラブ第1・第2	館林市大手町 10-16	72-1175
あすなろ学童クラブ	館林市新宿 2-14-33	74-5545
青柳児童クラブA・B	館林市青柳町 1591-1	74-5997
赤羽児童クラブ	館林市赤生田町 1959-2	78-7299
たんぽぽ学童クラブ	館林市大島町 4355 (第四小学校内)	090-2915-7120
第1・第2聖ルカ学童クラブ	館林市大街道 3-2-38	71-1172
第1・第2美園学童クラブ	館林市美園町 24-8	75-0272
元気っ子児童クラブ	館林市富士原町 1241-78	72-9139
第二元気っ子児童クラブ	館林市富士原町 1241-286	72-9139
わたらせ学童クラブ	館林市足次町 58-5	72-2848
三小東学童クラブ	館林市尾曳町 14-66	73-2781
みのやレインボークラブ	館林市上三林町 240-2	72-4701
スワズ・キッズ第一・第二	館林市成島町 1446-2	76-2015
つつじ野学童クラブ	館林市高根町 740-4 (つつじ野会館)	75-9106
たてくら学童クラブ	館林市上赤生田町 3783-3	080-6716-6678

(7) 認可外保育施設

名称	所在地	連絡先
館林記念病院 院内保育所	館林市城町 8-35	74-5239
病児保育室ぱんだ	館林市富士原町 1174-18	78-7391
託児室エンジェルハウス24	館林市本町 4-2-27	74-9399
両毛ヤクルト販売(株) 館林東センター託児室	館林市松原 3-15-2	74-6292
慶友整形外科クリニック 慶友保育所	館林市羽附町 1741	72-6000
つつじ保育園	館林市小桑原町 1505-2	80-2111

(8) 医療施設※

3. 要配慮者利用施設

名称	所在地	連絡先
慶友整形外科病院	館林市赤生田町 2267-1	49-9000
新橋病院	館林市下三林町 452	75-3011
つつじメンタルホスピタル	館林市小桑原町 1505	80-2111
真中医院	館林市本町 3-4-5	72-1630

※入院設備を有する施設

(9) 学校

名称	所在地	連絡先
第二小学校	館林市本町 3-6-1	72-4472
第三小学校（ことばの指導教室を含む）	館林市尾曳町 14-1	72-4063
第四小学校	館林市大島町 4355	77-1504
第五小学校	館林市羽附町 1565	72-4314
第六小学校	館林市新宿 2-15-1	72-4060
第七小学校	館林市上三林町 599	73-4527
第九小学校	館林市足次町 172	72-4071
美園小学校	館林市美園町 27-1	72-8088
第二中学校	館林市加法師町 8-20	72-4074
第三中学校	館林市青柳町 1751-78	72-4061
第四中学校	館林市上赤生田町 3471-1	75-1771
多々良中学校	館林市西高根町 50-23	72-4025
県立館林高等学校	館林市富士原町 1241	72-4307
県立館林女子高等学校	館林市尾曳町 6-1	72-0139
関東学園大学附属高等学校	館林市大谷町 625	74-1213
県立館林特別支援学校	館林市上三林町 579-1	73-4526
県立館林高等特別支援学校	館林市上三林 197	71-1000

4. 防災行政無線電話等

(1) 防災行政無線電話

(館林市役所・館林地区消防組合・館林行政県税事務所・館林土木事務所)

課名等		電話番号	備考
館林市役所	安全安心課	406-6300	
	政策審議室	406-6301	
	社会福祉課	406-6302	
	農業振興課	406-6303	
	FAX	406-6800	
館林地区消防組合	通信指令課	495-6304	
	FAX	495-6800	
	館林消防署	495-6303	
	警防課	495-6300	
	消防長	495-6301	
	総務課	495-6302	
館林行政県税事務所	総務係	322-1002	
		322-1003	
		322-1004	
	FAX	322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所	施設管理係	342-6302	
	FAX	342-6800	土木事務所用

(2) その他衛星携帯電話等

課名等	電話番号	備考
館林市役所（安全安心課）	080-8436-8894	ワイドスター
館林保健福祉事務所	070-4825-7295	ワイドスター

5. 医療機関

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	感染症	精神
前橋赤十字病院	日本赤十字社	前橋市朝倉町 389-1	027-265-3333	555	527	6	22

② 地域災害拠点病院

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	感染症
SUBARU 健康保険組合 太田記念病院	健康保険組合	太田市大島町 455-1	55-2200	404	400	4
公立館林厚生病院	一部事務組合	館林市成島町 262-1	72-3140	329	323	6

(2) 市内等の医療機関等

① 病院

名称	所在地	連絡先	備考
公立館林厚生病院	館林市成島町 262-1	72-3140	災害派遣医療チーム (DMAT)
SUBARU 健康保険組合 太田記念病院	太田市大島町 455-1	55-2200	地域救命救急センター 災害派遣医療チーム (DMAT)
つつじメンタルホスピタル	館林市小桑原町 1505	80-2111	
館林記念病院	館林市台宿町 7-18	72-3155	
慶友整形外科病院	館林市赤生田町 2267-1	49-9000	
新橋病院	館林市下三林町 452	75-3011	

② 第二種感染症指定医療機関

名称	所在地	連絡先	備考
公立館林厚生病院	館林市成島町 262-1	72-3140	

③ 感染症薬品調達機関

名称	所在地	連絡先	備考
東亜薬品工業(株)館林工場	館林市近藤町 606	72-4941	

6. 輸送路等

(1) 緊急輸送道路

道路 種別	路線名	管理者	1 次延長	2 次延長	3 次延長	合計 (km)
高速 道路	東北自動車道	東日本高速 道路(株)	8.3			8.3
国道	1 2 2 号	群馬県	75.5			75.5
	3 5 4 号	群馬県	58.8			58.8
主要 地方道	前橋館林	群馬県	36.9	4.0		40.9
	佐野行田	群馬県		4.5		4.5
	館林藤岡	群馬県	1.0	8.0		9.0
	足利邑楽行田	群馬県		3.6		3.6
一般 県道	古戸館林	群馬県		2.0		2.0
	江口館林	群馬県		3.2		3.2
	山王赤生田	群馬県		0.5		0.5
市町 村道	館林市道 1111 号	館林市	0.3			0.3
	館林市道 1 級 8 号	館林市		0.2		0.2
	館林市道 1122 号	館林市		0.1		0.1
	館林市道 1123 号	館林市		0.2		0.2
	館林市道 1124 号	館林市		0.1		0.1
	館林市道 2 級 35 号	館林市	0.1			0.1

(2) 鉄道

路種別	路線名	連絡先	備考
私鉄	東武伊勢崎線	72-4468	東武鉄道(株) 館林駅

(3) 輸送拠点

名称	所在地	連絡先	備考
市民体育館	館林市当郷町 1904 ※連絡先：城沼総合体育館	74-2611	
アサヒ飲料(株) 群馬配送センター	館林市下早川田町 515-3	55-2707	
アサヒ飲料(株) 群馬物流倉庫	館林市大新田町 166	73-5111	

7. ヘリポート適地一覧

種別	名称	所在地	面積	(東西)×(南北)	備考
防災ヘリ	館林城ゆめひろば	館林市城町 1-1	15,000 m ²	100m×150m	
	青少年ひろば	館林市大島町 5902	48,000 m ²	400m×120m	
	広域防災拠点西側広場	館林市上赤生田町 4050-8	2,500 m ²	50m×50m	
ドクターヘリ	館林城ゆめひろば	館林市城町 1-1	15,000 m ²	100m×150m	
	青少年ひろば	館林市大島町 5902	48,000 m ²	400m×120m	
	近藤沼公園	館林市下三林町 1640	12,000 m ²	150m×80m	
	第一小学校	館林市代官町 9-1	5,400 m ²	90m×60m	
	第二小学校	館林市本町 3-6-1	5,980 m ²	65m×92m	
	第三小学校	館林市尾曳町 14-1	3,120 m ²	65m×48m	
	第四小学校	館林市大島町 4355	4,410 m ²	98m×45m	
	第五小学校	館林市羽附町乙 1565	3,024 m ²	72m×42m	
	第六小学校	館林市新宿 2-15-1	6,000 m ²	60m×100m	
	第七小学校	館林市上三林町 599	6,944 m ²	112m×62m	
	第九小学校	館林市足次町 172	9,350 m ²	110m×85m	
	第十小学校	館林市近藤町 178-39	11,684 m ²	127m×92m	
	美園小学校	館林市美園町 27-1	9,112 m ²	136m×67m	
	第一中学校	館林市台宿町 9-1	4,851 m ²	77m×63m	
	第二中学校	館林市加法師町 8-20	7,800 m ²	120m×65m	
	第三中学校	館林市青柳町 1751-78	9,020 m ²	110m×82m	
	第四中学校	館林市上赤生田町 3471-1	10,560 m ²	132m×80m	
	多々良中学校	館林市西高根町 50-23	7,350 m ²	98m×75m	
	県立館林高等学校	館林市富士原町 1241	22,500 m ²	150m×150m	
	県立館林女子高等学校	館林市尾曳町 6-1	5,796 m ²	84m×69m	
	学校法人関東学園（北側）	館林市大谷町 625	2,150 m ²	43m×50m	
	学校法人関東学園（南側）	館林市大谷町 625	7,446 m ²	102m×73m	
	JA 邑楽館林 家畜市場駐車場	館林市赤生田町 847	1,638 m ²	78m×21m	
	館林地区消防組合 北分署	館林市細内町 687-3	2,077 m ²	67m×31m	
	東洋水産 関東工場	館林市赤生田本町 3831-1	16,500 m ²	150m×110m	
	広域防災拠点西側広場	館林市上赤生田町 4050-8	2,500 m ²	50m×50m	

8. 被害程度の認定基準

〈被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）〉

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊（ここでいう「損壊」とは住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、市立保育所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものをいう。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものをいう。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱ものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援

学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋をとする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (9) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (10) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (17) 「り災者」とは、り災世帯の構成員をいう。

5 火災発生件数

火災発生件数については、地震又は火災噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込み額)はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公共文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式1 災害概況即報
第4号様式（その1）

災 害 概 況 即 報		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	群馬県
受信者氏名		市 町 村 名	
災 害 名 (第 報)		報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時		年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者	人	重 傷	人	住 家 害 被	全 壊	棟	床 上 水 浸	棟
		う ち 災 害 関 連 死 者	人				半 壊	棟	床 下 水 浸	棟
		不 明	人	軽 傷	人		一 部 破 損	棟	未 分 類	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(県)		(市町村)					

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

様式2 被害状況即報
第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都 道 府 県					区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号		災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報 告 者 名					学 校	箇所			
					病 院	箇所			
					道 路	箇所			
区 分		被 害			の	橋 り ょ う		箇所	
人 的 被 害	死 者		人				河 川	箇所	
	うち災害関連死者		人					港 湾	箇所
	行 方 不 明 者		人				砂 防		箇所
	負傷者	重 傷	人					清 掃 施 設	箇所
		軽 傷	人			崖 く ず れ	箇所		
	住 家 被 害	全 壊		棟				鉄 道 不 通	箇所
世帯						被 害 船 舶 隻			
人							水 道 戸		
半 壊		棟		電 話 回 線					
		世帯				電 気 戸			
		人		ガ ス 戸					
一 部 破 損		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		世帯							
		人							
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯			り 災 者 数	人			
		人							
非 住 家	公 共 建 物		棟			火 災 発 生	建 物	件	
			そ の 他	棟			危 険 物	件	
							そ の 他	件	

区 分		被 害	市災害対策本部	名 称		
公 共 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円			設 置		
公 共 土 木 施 設	千円			解 散		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円		災害救助法の適用の有無	有 無		
公共施設被害市町村教	団体			(適用日時)		
その他	農 業 被 害	千円				
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況					

※1 被害額は省略することができる。

様式3 被害状況即報続紙
第4号様式（その2の続紙）
（被害状況即報続紙）

市町村名		第	報続紙	月	日	時現在
被害の区分	被害発生地区	数（名称）				
応急対策の実施状況						
救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他						
自由記入エリア						

様式4 災害確定報告
(災害確定報告)

都 道 府 県				区 分				被 害		
災害名 ・ 報告番号		災 害 名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha			
						冠 水	ha			
						畑	流失・埋没	ha		
							冠 水	ha		
報 告 者 名					学 校	箇所				
					病 院	箇所				
					道 路	箇所				
区 分		被 害			の	橋 り ょ う		箇所		
人 的 被 害	死 者	人				河 川	箇所			
	うち災害関連死者	人				港 湾	箇所			
	行 方 不 明 者	人				砂 防	箇所			
	負傷者	重 傷	人					清 掃 施 設	箇所	
		軽 傷	人			崖 く ず れ	箇所			
	住 家 被 害	全 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所			
世帯						被 害 船 舶	隻			
人						水 道	戸			
半 壊		棟				電 話	回線			
		世帯				電 気	戸			
		人				ガ ス	戸			
一 部 破 損		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
		世帯								
		人								
床 上 浸 水		棟							り 災 世 帯 数	世帯
		世帯			り 災 者 数	人				
		人			火災発生	建 物	件			
非住家	公 共 建 物	棟				危 険 物	件			
	そ の 他	棟				そ の 他	件			

区 分		被 害	市災害対策本部	名 称			
公 共 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円			設 置	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円			廃 止	月	日	時
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円		災害救助法 適用の有無	有 無			
公共施設被害市町村教	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		(適用日時)			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備考	災害発生場所 災害発生日時 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の指示の状況）						

様式5 災害確定報告続紙

(災害確定報告の続紙)

※別途作成しているものがあれば、それを添付するものでも可

[illegible]

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

令和6年4月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食事込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 一戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加算
全 全 流	壊 焼 失	夏	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
		冬	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	2,700 円
		冬	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	3,700 円

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100 分の80 以内の額	分べんした日から7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10 日以内	

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 か月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

9. 災害救助基準（災害救助法関係）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
1	1	消防相互応援協定書	S49. 12. 24	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、富岡市、藤岡市、吾妻市	○大火災 ○特殊災害
2	2	特殊災害消防対策相互応援協定書	S51. 12. 20	桐生市、伊勢崎市、太田市、足利市、佐野市	○危険物施設火災 ○中高層建物火災 ○特殊災害
3	3	水道災害相互応援に関する協定書 ※群馬東部水道企業団が引継	S58. 6. 29	桐生市、太田市 足利市、佐野市	○応急給水災害 ○応急復旧作業
			H18. 7. 11	みどり市を加え再締結	○応援復旧等に必要な資材の提供 ○作業に必要な車両及び機械等の提供
4	4	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	H 7. 6. 16	館林市農業協同組合 (現：邑楽館林農業協同組合)	○主食、副食、調味料、衣類、日用品などの物資
5			H 7. 6. 16	(株)とりせん	○主食、副食、調味料、衣類、日用品などの物資
6	5	榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定	H 8. 5. 29	豊田市（愛知県） 上越市（新潟県） 姫路市（兵庫県）	○食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材提供 ○救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ○被害者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医療品等物資及び資機材の提供 ○救援、応急復旧に必要な職員の派遣 ○被害者の受入れ
7	6	災害発生時における館林市と館林市内郵便局の協力に関する協定	H29. 5. 25 (再締結)	館林市内郵便局	○緊急車両等としての車両提供 ○避難所に関する情報の相互提供 ○郵便局ネットワークを活用した広報活動 ○災害特別事務取扱及び援護対策

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
8	7	大規模災害時における相互応援に関する協定書	H9. 7. 29	桐生市 太田市 足利市 佐野市	○救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等提供 ○被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材提供 ○ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供 ○火葬場の提供 ○児童及び生徒の受入れ ○住宅のあっせん ○ボランティアのあっせん
			H18. 7. 11	みどり市を加え再締結	
9	8	大規模災害時における相互応援に関する協定書	H9. 8. 4	志木市（埼玉県）	○食料、飲料水及び生活必需品等の救援用物資の提供 ○応急対策に必要な資機材及び車両の提供 ○救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ○児童及び生徒の受入れ ○被災者の一時収容のための施設の提供
10			H18. 3. 27	昭島市（東京都）	
11			H24. 5. 30	龍ヶ崎市（茨城県）	
12	9	災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書 ※群馬東部水道企業団が引継	H9. 8. 26	館林管工設備協同組合	○水道施設等の応急復旧
13	10	館林市ほか5町村水道災害相互応援に関する協定書 ※群馬東部水道企業団が引継	H9. 10. 6	板倉町、明和町 千代田町、大泉町 邑楽町	○応援給水作業 ○応援復旧作業 ○応援復旧時に必要な資材の提供 ○作業に必要な車両及び機械等の提供

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
14	11	災害時における民間建物の利用に関する協定書	R2. 1. 6 (再締結)	東毛リゾート開発(株)	○洪水時避難場所として建物の使用（楠町 アゼリアモール）
15			H14. 4. 30	館林市農業協同組合 (現：邑楽館林農業協同組合)	○洪水時避難場所として建物の使用（赤生田町本所）
16	12	災害時における民間船舶の利用等に関する協定書	H14. 8. 8	城沼漁業協同組合	○洪水時に船舶利用及び人的援助
17			H14. 8. 8	日向漁業協同組合	
18			H14. 8. 8	近藤沼漁業協同組合	
19			H14. 8. 8	城沼観光(株)	
20	13	災害時における避難者等の食糧の応援協力に関する協定書	H16. 3. 18	館林市食生活改善推進員連絡協議会	○炊き出し ○避難者等の食生活の応援 ○災害対策物資の配分
21	14	災害時における人員の輸送に関する協定書	H16. 4. 2	つゞじ観光バス(株)	○緊急輸送
22			H16. 4. 2	館林観光バス(株)	
23			H16. 4. 2	館林地区ハイヤー協議会	
24	15	群馬県水道災害相互応援協定	H13. 2. 9	群馬県・各市町村	○応急給水作業 ○応急復旧工事 ○応急復旧等資機材の提供等
25	16	災害時における飲料水提供に関する協定書	H17. 6. 9	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	○地域貢献型自動販売機の機内在庫製品の無償提供 ○飲料水の優先的供給
26			H30. 1. 4	アサヒ飲料(株)群馬工場	○飲料水の優先的供給
27			H21. 2. 2	サントリーフーズ(株)関東甲信越支社	○飲料水の優先的供給
28			H24. 2. 2	ダイドードリンコ(株)	○飲料水の優先的供給
29			H24. 2. 2	(株)伊藤園	○飲料水の優先的供給
31	18	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	H20. 4. 1	群馬県・各市町村等	○災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供およびあっせん ○災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 ○災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん等

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
32	19	災害時における友好都市相互応援に関する協定書	H20. 10. 1	天童市（山形県）	○食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材提供 ○救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ○被害者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医療品等物資及び資機材の提供 ○救援、応急復旧に必要な職員の派遣 ○被害者の受入れ
33	20	大規模災害時における木造建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定書	H21. 6. 30	木造建築安全対策館林地区委員会	○木造建築物の倒壊等に伴う障害物の除去
34	21	大規模災害時における電気設備災害応急対策業務の応援に関する協定書	H21. 6. 30	館林電気工事協同組合	○電気設備の倒壊等に伴う応急対策、障害物等の除去等
35	22	安全・安心に係る放送協定書	H21. 6. 30	ケーブルテレビ(株)	○災害及び犯罪等に関して必要な情報の放送実施
36	23	災害時における建物等災害応急対策業務の応援に関する協定	H23. 2. 15	(社)群馬県建設業協会館林支部	○建築物等の倒壊等に伴う応急対策、障害物等の除去等
37	24	災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 1	国土交通省関東地方整備局	○（災害時）一般被害状況、公共土木施設の被害状況等、必要な事項について情報を交換 ○（平素）必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力
38	25	練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定	H24. 3. 27	練馬区（東京都）	○必要な食料、飲料水、生活必需品およびそれらの供給に必要な資器材等（応急物資）の支援

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
39	26	災害時における館 林市邑楽郡隣接一 市五町相互応援協 定書	H25. 3. 26	板倉町、明和町 千代田町、大泉町 邑楽町	○応急物資、資材の供給 ○応急対策及び復旧に要 する職員の派遣 ○避難所における避難住 民の受入れと救援 ○物資集積所等の後方支 援基地の提供 ○連絡業務、発注業務等 の事務処理の協力
40	27	廃棄物と環境を考 える協議会加盟団 体災害時相互応援 協定書	H25. 7. 12	茨城県北茨城市ほか 67 自治体	○応急物資及び資機材の 提供 ○応急及び復旧に必要な 職員の派遣 ○その他、特に要請があ った事項
30	28	災害時における応 急生活物資供給の 協力に関する協定 書	H25. 11. 11	生活協同組合 コープぐ んま	○応急生活物資の供給、 輸送、ボランティア活動 等の協力
41	29	災害時における倒 木等災害応急対策 業務の応援に関す る協定	H27. 7. 6	館林邑楽造園事業協同組 合	○倒木、落枝等に伴う応 急対策、障害物の除去等
42	30	災害時におけるL Pガス等供給協力 に関する協定	H27. 7. 6	(一社)群馬県LPガス協 会館林邑楽支部	○LPガス及び機材の優 先的供給
43		災害時におけるL Pガス等の供給協 力に関する協定	H29. 7. 12	邑楽館林ガス事業協同組 合	○LPガス及び機材の優 先的供給
44	31	災害発生時におけ る福祉避難所の設 置運営に関する協 定	H27. 11. 2	館林市社会福祉協議会	○一般の避難所生活にお いて支障がある要配慮者 の受入れ
45				群馬県社会福祉事業団	
46				群馬県立館林高等特別支 援学校	
47	32	災害時における被 災者支援のための 行政書士業務につ いての協定	H27. 12. 15	群馬県行政書士会館林支 部	○無償による相談業務の 実施

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
48	33	災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定	H27. 12. 16	館林市一般廃棄物処理事業協同組合	○災害廃棄物の収集運搬及び処分等の実施
				館林広域再生資源事業協同組合	
49	34	災害時における物資供給に関する協定	H28. 7. 1	NPO法人 コメリ災害対策センター	○救助用資材、生活物資等の供給
50	35	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29. 6. 8	(株)ゼンリン 第一事業本部関東エリア統括部	○備蓄用地図の事前無償貸与 ○住宅地図「ZNET TOWN」の提供
51	36	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	H29. 9. 25	群馬県トラック協会館林支部	○物資等の緊急輸送に関すること
52	37	災害時における情報収集等に関する協定	H29. 10. 27	群馬県オートバイ事業協同組合	○大規模災害時の被害状況の情報収集 ○二輪車以外輸送手段がない場合の救援物資輸送
53	38	災害時における物資供給に関する協定	H29. 11. 22	(株)ケーヨー	○救助用資材、生活物資等の供給
54	39	災害時における相互応援に関する協定書	H29. 12. 15	行田市（埼玉県）	○食料、飲料水及び生活必需品等の救援用物資の提供 ○応急対策に必要な資機材及び車両の提供 ○救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供
55	40	災害時における愛護動物の救活及び人と動物が共生するまちづくり事業に関する協定書	H29. 12. 16	(公社)群馬県獣医師会	○被災動物の救護及び応急処置 ○被災動物の保護、収容及び健康管理 ○被災動物に関する情報の収集及び提供
				(公社)群馬県獣医師会 東部支部館林地区獣医師会	
56	41	災害時における物資供給等に関する協定	H30. 2. 5	東洋水産(株)	○食料等の優先的供給

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
57	42	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30. 2. 15	水戸市（茨城県）	○避難者の受入
58	43	災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書	H30. 4. 13	アサヒ飲料(株)	○物資の保管
59	44	災害時における給食支援の協力に関する協定書	H30. 8. 23	(株)館林学校給食サービス	○炊き出し（給食支援）
60	45	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書	H31. 2. 13	三協フロンテア(株)	○ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の供給
61	46	災害時における物資供給に関する協定書	R 1. 5. 27	(株)トーモク館林工場	○段ボールの供給
62				吉田紙器工業(株)	
63	47	災害に係る情報発信等に関する協定	R 1. 7. 10	ヤフー(株)	○情報発信
64	48	災害時における無人航空機による協力に関する協定書	R 1. 8. 7	(一社)災害対策建設協会 JAPAN47	○無人航空機による協力
65	49	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R 2. 1. 23	群馬県社会保険労務士会 太田支部	○労働及び社会保険に関する事項等、社会保険労務士の業務に関する事項への相談対応
66	50	災害時における相互応援に関する協定書	R 2. 2. 7	加須市（埼玉県）	○被災者の一時収容のための施設の提供 ○食料、飲料水及び生活必需品等の救援用物資の提供 ○応急対策に必要な資機材及び車両の提供 ○救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
67	51	災害時における電力復旧等に関する協定	R 2. 2. 25	東京電力パワーグリッド(株)太田支社	○電力復旧に係る情報収集、電力復旧、電源車の派遣

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
68	52	災害時における資機材調達に関する協定	R 2 . 3 . 26	(株) レンタルのニッケン 足利営業所	○冷暖房器具、発電機、 照明器具 (投光機)、コー ドリール等
69	53	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	R 2 . 5 . 15	群馬司法書士会	○司法書士の派遣
70	54	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	R 2 . 6 . 10	(特非) ボランタリー・ アーキテクト・ネットワ ーク	○避難所用簡易間仕切り システム及びハニカム製 簡易ベッドの提供
71	55	災害時における電力及び飲料水供給に関する協定	R 2 . 6 . 15	正田醤油 (株) 館林東工場	○電力・飲料水供給
72	56	災害時における物資供給に関する協定	R 2 . 6 . 23	(株) 館林うどん	○麺などの食料品供給
73				(株) 花山うどん	
74				クリタ食品 (株)	
75	57	災害時における物資の供給に関する協定	R2. 8. 3	正田醤油 (株)	○麺つゆなどの調味料供給
76	58	災害時における食料物資の供給協力に関する協定	R2. 8. 3	(公財) 群馬県学校給食会	○米をはじめとした食料物資
77	59	災害時における炊き出し等の応援に関する協定	R2. 8. 3	太田屋本店	○米飯の炊き出し等
78	60	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	R2. 8. 7	(株) デベロップ	○宿泊施設の利用
79	61	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	R2. 8. 7	(株) アクティオ	○仮設トイレ・冷暖房器具・発電機等
80	62	災害時における物資の供給に関する協定	R2. 10. 21	福助 (株)	○弾性ストッキング、衣類等
81	63	災害時における物資輸送拠点としての施設の利用及び運営等の協力に関する協定	R2. 11. 30	館林総合卸売市場 (株) 館林中央市場 (株)	○物資提供、供給場所 ○荷役用機械、資機材、 オペレーター
82	64	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	R2. 12. 16	(株) バカン	○避難所の空き情報を周知

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
83	65	災害時における物資の供給に関する協定	R2. 12. 21	(有)筆屋	○米をはじめとした食料物資
84	66	災害時等における電気自動車の提供に関する協定	R3. 2. 2	群馬日産自動車(株)	○EV無償貸与
85	67	災害時における民間施設の利用に関する協定	R3. 3. 11	(株)館林プラザホテル	○洪水時避難場所として建物の使用
86	68	災害時における臨時災害放送局開設・運用の支援に関する協定	R3. 3. 12	ケーブルテレビ(株)	○臨時災害放送局の開設・運用支援
87	69	災害時における民間施設の利用に関する協定	R3. 5. 28	河本工業(株)	○洪水時避難場所として敷地及び建物（一部）の使用
88	70	災害時における民間施設の利用に関する協定	R3. 7. 20	普済寺	○災害時（地震・洪水）の避難場所及び避難所として敷地及び建物の使用
89	71	災害時における避難所の人的支援に関する協定	R3. 10. 7	特定医療法人 慶友会	○医療人員の支援
90	72	アマチュア無線設備の運営・管理に関する協定	R3. 11. 1	館林アマチュア無線クラブ	○アマチュア無線設備の運営・管理
91				群馬県無線赤十字奉仕団 館林・邑楽分団	
92	73	災害時等における食事の提供支援に関する協定	R3. 11. 29	(有)フォレスト	○災害時の炊出し支援・平常時の防災啓発（備蓄食料レシピの提供など）
93	74	災害時における物資の供給に関する協定	R3. 12. 10	(株)フレッセイ	○食品、生活物資等の供給
94	75	災害時における相互協力に関する基本協定	R4. 2. 28	東日本電信電話(株)	○災害時のリエゾン派遣、災害時障害物の除去
-	-	損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	R4. 6. 20	三井住友海上火災保険(株)	○罹災証明書発行に資する住家等の損害データの提供
95	76	災害時における物資の供給に関する協定	R4. 6. 24	(株)ほっかほっか亭総本部	○災害時における弁当類を中心とした物資の有償提供

10. 応援協定・防災協定の締結状況

番号		名 称	締結年月日	締 結 先	協 定 内 容
96	77	館林市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	R4. 10. 19	社会福祉法人 館林市社会福祉協議会	○災害ボランティアセンターの設置 ○各機関役割・協力事項 ○費用負担
97	78	災害時における物資輸送等に関する協定	R6. 1. 31	福山通運(株)	○災害時における物資輸送及び物資拠点施設の運用補助等

11. 避難情報通知書

別紙フォーマット(1)

緊 急

避難情報発令情報

群馬県 **市・町・村**

送付日時： 月 日 時 分

1 警戒レベル及び避難情報の別

- ☐ 【警戒レベル3】高齢者等避難 (災害対策基本法第56条)
- ☐ 【警戒レベル4】避難指示 (災害対策基本法第60条)
- ☐ 【警戒レベル5】緊急安全確保 (災害対策基本法第60条)

2 発 令 月 日 時 分

3 対象地域 群馬県 市・町・村

地区

(おおよその対象世帯数： 世帯)

※発令対象の絞り込みをした場合は、実際の世帯数と相違している場合があります

4 避難すべき理由

- ☐ 大雨により河川の氾濫の危険があるため
(河川名)
- ☐ ダムの操作により河川の氾濫の危険があるため
(河川名)
- ☐ 大雨により地滑り・土石流・がけ崩れの危険があるため
- ☐ その他 ()

発信者氏名・所属部署

電話 () F A X ()

別紙フォーマット（2）

緊 急

避難情報解除情報

群馬県 **市・町・村**

送付日時： 月 日 時 分

1 警戒レベル及び避難情報の別（解除したもの）

- ☐ 【警戒レベル3】高齢者等避難 （災害対策基本法第56条）
☐ 【警戒レベル4】避難指示 （災害対策基本法第60条）
☐ 【警戒レベル5】緊急安全確保 （災害対策基本法第60条）

2 解除後の警戒レベル及び避難情報の別

- ☐ 発令なし
☐ 【警戒レベル3】高齢者等避難 （災害対策基本法第56条）
☐ 【警戒レベル4】避難指示 （災害対策基本法第60条）

3 発 令 月 日 時 分

4 解 除 月 日 時 分

5 対象地域 群馬県 市・町・村

地区

（おおよその対象世帯数： 世帯）

※発令対象の絞り込みをした場合は、実際の世帯数と相違している場合があります

発信者氏名・所属部署

電話 () F A X ()

別紙フォーマット（3）

緊 急

避難情報発令情報

群馬県 **市・町・村**

送付日時： 月 日 時 分

1 警戒レベル及び避難情報の別

- ☐ 【警戒レベル3】高齢者等避難（災害対策基本法第56条）
☐ 【警戒レベル4】避難指示（災害対策基本法第60条）
☐ 【警戒レベル5】緊急安全確保（災害対策基本法第60条）

2 発 令 月 日 時 分

3 対象地域 群馬県 市・町・村

地区

（おおよその対象世帯数： 世帯）

※発令対象の絞り込みをした場合は、実際の世帯数と相違している場合があります

4 避難すべき理由

- ☐ 地震により地滑り・土石流・がけ崩れの危険があるため
☐ 地震により家屋崩壊の危険があるため
☐ その他（ ）

発信者氏名・所属部署

電話（ ） F A X （ ）

別紙フォーマット（４）

緊 急

避難情報解除情報

群馬県 **市・町・村**

送付日時： 月 日 時 分

1 警戒レベル及び避難情報の別（解除したもの）

- ☐ 【警戒レベル３】高齢者等避難（災害対策基本法第５６条）
☐ 【警戒レベル４】避難指示（災害対策基本法第６０条）
☐ 【警戒レベル５】緊急安全確保（災害対策基本法第６０条）

2 解除後の警戒レベル及び避難情報の別

- ☐ 発令なし
☐ 【警戒レベル３】高齢者等避難（災害対策基本法第５６条）
☐ 【警戒レベル４】避難指示（災害対策基本法第６０条）

3 発 令 月 日 時 分

4 解 除 月 日 時 分

5 対象地域 群馬県 市・町・村

地区

（おおよその対象世帯数： 世帯）

※発令対象の絞り込みをした場合は、実際の世帯数と相違している場合があります

発信者氏名・所属部署

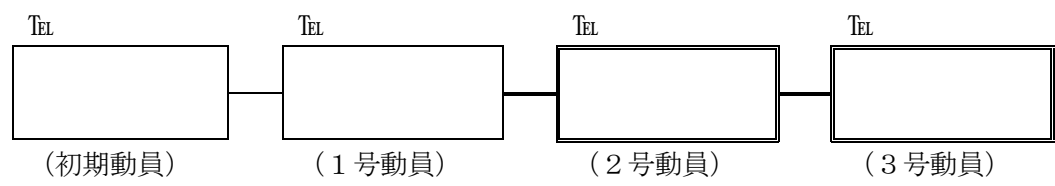
電話（ ） F A X （ ）

12. 職員の動員計画表

〇〇 部 〇〇 班 動 員 計 画

〇〇部〇〇課

連絡系統図



動員計画表

初 期 動 員	1 号 動 員	2 号 動 員	3 号 動 員

13. 関係条例

○館林市防災会議条例

昭和39年 7 月 1 日館林市条例第24号

改正

昭和47年 6 月21日条例第22号

昭和52年 9 月29日条例第15号

平成12年 3 月24日条例第 1 号

平成25年 3 月26日条例第 3 号

館林市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、館林市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 館林市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長及び教育次長
 - (6) 館林地区消防組合の消防長及び市の消防団の長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 市が加入する一部事務組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

- 6 前項第1号から第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ2人以上、4人以上、2人以上、9人以上、7人以上、3人以上及び8人以上とする。
- 7 第5項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年6月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第1号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年3月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

○館林市災害対策本部条例

昭和41年4月1日館林市条例第13号

改正

昭和25年3月26日条例第3号

館林市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、館林市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(班)

第3条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員を置く。

2 前項に規定する者は、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

14. 防災倉庫設置場所一覧

令和6年4月現在

設置場所	数 量	主な備蓄品
第一小学校	2 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第二小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第三小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第四小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第五小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第六小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第七小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第八小学校	2 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第九小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第十小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
美園小学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第二中学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第三中学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
第四中学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
多々良中学校	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
館林城ゆめひろば	1 基	非常食及び飲料水、救助器具等
市役所	2 基	非常食
郷谷公民館	1 基	非常食

設置場所位置図

※令和6年4月現在



館林市地域防災計画 資料集
令和6年5月

(本資料集は、注意書きのある場合を除き、「令和6年4月現在」時点の内容を記載しています。)

編集発行 館林市防災会議（事務局：総務部安全安心課）
〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号
TEL 0276-72-4111